

営業所新設許可公告

通関業法第8条第1項の規定により、下記のとおり営業所の新設を許可したので、同法第8条第2項において準用する同法第3条第4項の規定に基づき公告する。

令和2年1月27日

函館税関長 堀 地 徹

記

1 通関業者の名称及び所在地

名 称 石狩湾新港サービス株式会社
住 所 石狩市新港中央1丁目202番地1

2 営業所の名称及び所在

名 称 石狩湾新港サービス株式会社
花畔ふ頭コンテナヤード事務所
所在地 石狩市新港中央1丁目475番9

3 許可年月日

令和2年1月27日

4 許可条件

取扱貨物はコンテナ及びその修理用部分品に限定する。